720×500

項　目	特　記　事　項
⑧ 24.3.5 あと施工方式の アンカーボルト	a.金属系あと施工アンカーボルト 1)金属系あと施工アンカーボルトの施工時期は、コンクリートの強度が設計基準強度に達したのちとする。 2)躯体の誘発目地等コンクリートにあらかじめひび割れが予想される箇所の付近には、施工しない。 3)既にひび割れを生じている箇所では、ひび割れをコンクリートの端面とみなして必要なはしあきを確保する。 4)穿孔用ドリルは、穿孔深さと直角度を保つことのできる治具を使用する。 5)穿孔中に鉄筋や配管が干渉し所定の穿孔ができない場合、監督職員と協議のうえ穿孔位置変更等の処置を講ずる。 6)穿孔後の孔内は、取付け前に十分に清掃する。 b.接着系あと施工アンカーボルト 1)接着系あと施工アンカーボルトの固着剤は、カプセル型を原則とし、耐薬品性耐熱性等の施工条件を考慮して選定する。 2)施工前のコンクリートの確認・コンクリートの穿孔は、前a号1)から6)による。 3)穿孔部は、十分乾燥したのち施工を行う。 4)横向き施工を行う場合は、専用の固着剤を使用する。 5)固着剤は冷暗所で保管し、使用期限を過ぎたもの及び流動性の変化したものは使用しない。 6)アンカーボルトは、埋込み部までねじを切ったもの又は異形棒鋼を使用する。カプセル型の場合は、先端角度45°内外でカットしたものを使用する。 7)取付け後、製造者の指定する時間内はアンカーボルトに荷重を加えない。 c.あと施工アンカーボルトの止水処理 雨掛りとなるあと施工アンカー部分では、取合い部分にシーリングを行い、止水処理を行う。 それぞれ強度及び表面処理に応じた材質のものとする。 d.防水保護コンクリートへのあと施工アンカーは行わない。やむを得ずあと施工アンカーとする場合は、防水層・鉄筋・埋設配管類に対し損傷影響がない旨の資料を作成し、監督職員の承諾を受ける。
4節　検査	
⑨ 24.4.1 検査	a.先付け方式によるアンカー金物は、形状・寸法・取付け位置・固定状況を確認する。 b.あと施工方式によるアンカー金物は、その全数について、形状・寸法・埋込み深さを確認したうえ、テストハンマー等で打撃を与え、正常で緩みのないことを確認する。なお、全ねじ筋の場合は、監督職員との協議により確認方法を決定する。 c.あと施工アンカーの引抜き耐力確認試験 ※実施する　　・実施しない 1)試験方法　※非破壊試験(機械式簡易引抜試験機による引張試験) ・破壊試験(試験用アンカーによる引抜試験) 2)あと施工アンカーの非破壊検査による引抜き耐力確認試験要領は、標仕[14.1.3(b)(4)]及び建築改修工事監理指針による。

サイン工事　追補

項　目	特　記　事　項
1節　一般事項	
① 28.1.1 適用範囲	a.本章は、建築物室内外及び敷地内に設置する各種案内板、室名表示等のサイン、移動式サイン及び建築物に付設される屋外広告、電飾広告等に適用する。 b.案内板、サイン等の本体が別途工事の場合であっても、該当する下地等に適用する。この場合、別途工事となる部分の下地強度等の設計条件を、完成時の引継ぎ書類に明記する。 c.電照式サインにおける電気設備工事との工事区分は、見積区分表による。 d.サイン取付けに必要な下地及びその補強工事は、本工事に含むものとする。
② 28.1.2 基本要求品質	a.サイン工事に用いる材料は、所定のものとする。 b.サインは、所定の形状及び寸法を有し、所定の位置に強固に取り付ける。 c.サインは、設置する建築物の用途、設置場所に応じた視認性を有するように設置する。 d.サインに記載する文字等は、所定の大きさ及びデザインを有し、ゆがみなくまたバランスよく配置する。 e.サインは、所定の外力や建築物の変形、温度伸縮に対して破損、脱落、有害な振動等がなく、安全なものとする。 f.人が触れる可能性がある場所に設置するサインは、寄り掛りや座り等建築物の用途に応じた通常の使用に十分耐えうる強度を有し、使用時又は不慮の衝突等の際の傷害防止に配慮する。 g.電照式のサインは、光源の色のばらつき等による色むらがないものとする。また光源の交換が、容易に行えるように設置する。 h.異種金属で構成される箇所では、適切な接触腐食防止処理を行う。詳細は14.1.3による。
③ 28.1.3 性能	a.荷重条件は、「工事概要書 2-2 構造設計条件」による。 b.耐震要求性能は、「工事概要書 2-3 総合耐震クライテリア」によるほか、設計用地震力・設計用風圧力に対して、倒壊・脱落・破損等がないものとする。 c.上記以外の性能値は、設計図によるほか、定めのない規定は建築基準法ほか、関連法令、日本建築学会制定各種指針の規定及び　日本建築センター「建築設備耐震設計・施工指針」の各最新版に準拠する。
④ 28.1.4 見本等	a.仕上材は、工事に先立ち見本を提出して、監督職員の承諾を受ける。 b.設計図書に基づき、現場実測による確認のうえ、必要な製作図、施工図を作成し、監督職員の承諾を受ける。製作図は、版下原稿の内容を反映させたものとする。 c.実物見本、モックアップ等の製作・取付けは、次による。 ㋙次により製作する ㋙実物見本　　(㋙設計図による　・　　) ㋙モックアップ　(㋙設計図による　・　　) ※製作しない d.サインの取り付け位置を示した配置図及び一覧を作成し、監督職員の承諾を受ける。監督職員の指示がある場合には、壁面への取り付け高さ、位置、大きさ、視認性に関連する周辺設備類を明示した展開図を作成する。図面上検討した取り付け位置に障害物がないか、また視認性が適切であるかどうか事前に現場を確認する。監督職員の指示がある場合、現場に版下原稿のコピー又は現物サンプルを貼り、視認性を確認する。 e.表示面に点字を施す必要がある場合は、機能面及び美観面で表示面の素材に適した技法を選択し、現物のサンプルを製作したうえで、監督職員の承諾を受ける。

項　目	特　記　事　項
⑤ 28.1.5 関連法規、官公署 その他への手続等	a.工事の施工、サインの使用開始等に必要な官公署その他への手続は、受注者が速やかに行う。 b.サインは、電気設備技術基準・内線規程に適合するように施工する。 c.電気用品安全法の適用を受けるものは、その技術基準に適合したものを使用する。 d.JISに規定のあるものは、 これに適合したものを使用する。電照式サインに用いる光源は、次による。 ※白色ラピットスタート、省電力型安定器付き蛍光灯 ・LED　　㋙設計図による

項　目	特　記　事　項

項　目	特　記　事　項

着工	平成 28年 6 25	. .	
竣工	令和 元年 11 30	. .	
監理		. .	監理　日建・上田特定監理業務等共同企業体
		. .	
施工		. .	施工　大成・大旺新洋特定建設工事共同企業体
		. .	

完成図　意-15

日建・上田特定設計委託業務共同企業体

. . | . . | . . | . . | . . | . .

高知市都市建設部公共建築課					
担当	担当	係長	課長補佐	副参事	課長

高知市新庁舎建設工事

特記仕様書（11）

㊞ 1 － 13

NO. 0－140004－B